

## 67—08 P

**特許異議申立期間経過前の審理**

## 1. 特許異議申立期間の経過前の審理

(1) 特許異議申立期間の経過前であっても、特許権者が、特許異議申立書の副本受領後、審判長に対し、特許異議申立期間の経過前に審理することを希望する旨の上申書（特許異議申立期間経過前審理の上申書）を提出したときは、特許異議申立期間の経過前に審理する。

なお、特許異議申立人からの同旨の希望は受け付けない。

(2) 特許異議申立期間の経過前に審理した後に、新たな特許異議の申立てがあったときは、原則として当該特許異議の申立ての審理を併合する。

(3) 特許異議申立期間の経過前に取消理由が通知された後は、特許異議申立書について、要旨変更となる補正（特許異議の申立ての理由の追加・変更、必要な証拠の表示の追加・変更など）はできない（特 § 115②）（→67—04 の 2.）。特に、特許異議申立期間の経過前に取消理由が通知された後に、新たな特許異議の申立てがあって、審理が併合されたときは、その新たな特許異議申立書については、当初から要旨変更となる補正ができないことに留意する。

(4) 新たな特許異議の申立てと比べ、先行して審理を開始した特許異議の申立てについて、審理が相当程度進行していて、早期に決定ができるときは、分離する旨を通知した上で両者を分離し、当該先行する特許異議の申立てを優先して審理する。この場合、整合しない訂正の請求がなされる可能性があるため、一つの事件を審理する場合には、他の事件の審理を中止する。

## 2. 特許異議申立期間の経過前に取消理由を通知する場合の取扱い

(1) 特許異議申立期間の経過前に取消理由を通知するときは、取消理由通知書に審理した特許異議の申立ての申立番号を記載するとともに、特許権者が意見書等を提出する場合に必要な副本の数（特許異議申立人の数＋参加人の数＋1（審理用））を指定する（特施規 § 4、特施規 § 45 の 6→特施規 § 50 の 4）。

(2) 取消理由通知に対して、特許権者が訂正の請求をしたときは、取消理由通知書に記載した申立番号の特許異議申立人(意見書の提出を希望しない旨の申出をした申立人を除く)に意見書を提出する機会を与えなければならない(特 § 120 の 5⑤) (→67—05.4 の 1.、3.)。

(3) 他方、特許異議申立期間の経過前に取消理由を通知し、特許権者が訂正を請求した場合において、新たな特許異議の申立てがあったときは、副本の数が不足するため、新たな特許異議申立人(意見書の提出を希望しない旨の申出をした申立人を除く)には、取消理由を記載した書面とともに意見書、訂正請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の写しを作成して送付する。

### 3. 特許異議申立期間経過前に決定する場合の取扱い

特許異議申立期間の経過前に特許異議の申立ての審理をした場合であって、審理が相当程度進行していて、特許異議申立期間経過前に早期に決定ができるときは、特許異議申立期間の経過前に決定をすることができる。なお、決定をした後に、新たな特許異議の申立てがあった場合には、別事件として審理を行う。

(追加 H27. 2)